

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	市民部 人権啓発課
------	-----------

事案番号	12207
実施事案名	松山市人権啓発施策に関する基本方針〈第3次改訂〉(案)
政策等を策定する趣旨, 目的及び背景	<p>本市では、2005(平成17)年度に「松山市人権啓発施策に関する基本方針」を策定し、この基本方針に基づき、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向け様々な施策の推進に取り組み、これまで2011(平成23)年度、2016(平成28)年度に見直しを行いました。</p> <p>今回、前回の改訂から6年が経過し、社会情勢や国の動向、愛媛県での2020(令和2)年の『愛媛県人権施策推進基本方針〔第三次改訂版〕』などを踏まえ、本市でも現在の基本方針の考え方や重点的な取組を基本にしながら、今後、より効果的な人権教育・啓発施策を進めていくため、第3次改訂を行うものです。</p>
策定根拠となる法令等	松山市人権啓発施策推進条例
政策等の案の関係資料	なし

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和5年2月24日(金)
------------	--------------